平成２８年（フ）第６４４号
京都市伏見区石田森南町70番地の１　一里塚ハイツ105
債務者　木村　　侃
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６４６号
京都市伏見区深草キトロ町７番地20
債務者　辻岡　太志
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６４７号
京都市伏見区向島津田町２番地２　セブンマンション405、前住所大阪市福島区鷺洲１丁目７番48―203号
債務者　後間　喩木
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６１号
京都府八幡市八幡垣内山27番地、前住所京都市伏見区納所町99番地８
債務者　吉田百合子
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１号
京都府京丹後市網野町網野450番地の１
債務者　谷口久美子
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３８号
京都府京丹後市久美浜町栃谷877番地
債務者　清水　久子
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４７０号
堺市中区八田北町10番地31　22棟102号、住民票上の前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番１―202号
債務者　髙橋　亜征
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
兵庫県姫路市網干区興浜689番地13
債務者　安井　洋子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４３号
兵庫県高砂市神爪５丁目21番12号
債務者　山本歳子こと　崔　　淑子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４号
岡山県津山市日上665番地３
債務者　下平　美江
１　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５１号
岡山県津山市二宮2285番地13
債務者　岡本　舞衣
１　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２４４号
熊本市南区馬渡２丁目９番27号　ハイムプルミエ103
債務者　開　　隆一
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
北海道登別市鷲別町４丁目27番地２
債務者　齋藤　　慎
１　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
北海道帯広市西15条南36丁目１番９号　稲田２―239
債務者　筒井　　進
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
長崎県大村市桜馬場２丁目443番地７、申立時の住所長崎県大村市西大村本町352番地
債務者　堀川千代美
１　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
長崎県諫早市飯盛町開1233番地16、旧住所長崎県諫早市飯盛町池下316番地
債務者　永原　庸央
１　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
長崎県大村市松山町604番地、旧住所長崎県大村市上諏訪町1401番地１
債務者　松崎とめよ
１　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係